

須崎税務署からのお知らせ

【税務署の確定申告会場にお越しになる方へ】

～感染リスク軽減のための対応～

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。詳しくは国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

○確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です

令和2年分確定申告については、確定申告会場の混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要となります。

「入場整理券」は、会場当日配付またはオンラインで事前発行します。

なお、当日配付の「入場整理券」については、配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。受付終了時刻よりも前に配付が終了した場合は、国税庁HPでお知らせします。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

オンラインで事前発行の場合

LINE アプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。

友だち追加はこちらから▶



申告会場の開設は2月16日(火)から!

所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税は▶3月15日(月)まで
個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は▶3月31日(水)まで

○確定申告会場における感染防止対策について

～確定申告会場にお越しになる方へのお願い～

- 入場時の検温の実施
確定申告会場への入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある場合などは、入場をお断りさせていただきます。発熱などの症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いいたします。
- マスクの着用、手指消毒のお願い
会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等で手指消毒をお願いします。
- 少人数での来場
会場には、申告される方おひとりでお越しください。介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

～税務署での対策のご紹介～

- ソーシャル・ディスタンスを確保した会場レイアウトを採用します。
- こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置します。
- 職員は、マスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理を徹底します。



はじめよう!
スマートフォンで
確定申告

○スマートフォンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスすれば、画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます。

○作成した申告書はそのままe-Taxを利用して送信できるほか、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。

- ※1 e-Taxをご利用になる場合は、マイナンバーカードかID・パスワードが必要となります。
- ※2 マイナンバーカードを使ってe-Taxをする場合は、スマートフォンがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります。
- ※3 ID・パスワードは、税務署で即日発行します。(申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。)

【「スマホ専用画面」について】

- スマートフォンで申告される場合は、スマートフォンでも入力のしやすい「スマホ専用画面」をご利用いただけます。
- 「スマホ専用画面」をご利用いただける方は、申告する所得が、給与所得、雑所得(年金など)、一時所得(保険金など)のみの方です。
- 申告できる所得控除についての制限はありませんので、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除も申告できます。



◀作成コーナーはこちら!



◀読取対応端末の一覧はこちら!

【お問い合わせ先】 税務課 ☎22-3116 須崎税務署 ☎0889-42-2355

子育て世代包括支援センター(楓)からのお知らせ

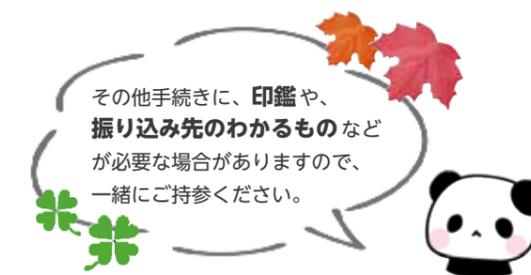
母子健康手帳の交付にマイナンバーが必要です

本人による申請の場合に必要なもの

- マイナンバーカードを持っている → はい → マイナンバーカードのみ
- いいえ ↓
マイナンバー通知カードを持っている → はい → ① マイナンバー通知カード
② 本人確認書類 (顔写真入りのもの)
- いいえ ↓
① マイナンバーの記載のある住民票
② 本人確認書類 (顔写真入りのもの)
- ※①・②両方必要です。

代理人による申請の場合に必要なもの

- ① 委任状
 - ② 妊婦のマイナンバーが分かる書類
 - ③ 代理人の本人確認ができる書類
- ※①～③全て必要です。



! 母子健康手帳の交付は、大正町民生活課または十和町民生活課でも申請できます。

子育てについて相談したい、赤ちゃんの発達が気になる、体重を測りたい、沐浴の指導を受けたいなど、お気軽にお越しください。



詳しくはホームページで

四万十町 母子健康手帳 🔍 検索

右のQRコードからでもご覧いただけます。



お問い合わせ先

健康福祉課 ☎ 22-3115
大正町民生活課 ☎ 27-0112
十和町民生活課 ☎ 28-5112

税務課からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症等に関連する給付金等の課税上の扱いについて

国や町などから支給される主な給付金等の課税上の取扱い下表のとおりです。なお、下表に記載がない給付金等の課税関係については、その給付金等の支給元である関係機関の窓口にご確認ください。

課税所得となる主なもの

- ・持続化給付金
- ・家賃支援給付金
- ・四万十町経営持続化支援補助金
- ・四万十町家賃負担軽減補助金
- ・四万十町雇用労働継続補助金

非課税所得となる主なもの

- ・特別定額給付金 (10万円給付金)
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金